

令和 6 年 10 月から患者が後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品を希望した場合、後発医薬品と先発医薬品との差額の 4 分の 1 相当が特別の料金として患者負担になりました。

（通常の 3 割患者負担(※)に上乗せされます。）

※0 歳～小学校就学前の乳幼児および 70 歳～75 歳未満は 2 割（現役並み所得者は 3 割）

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合や、流通の問題により、医療機関や薬局にジェネリック医薬品の在庫が無い場合は特別の料金は必要ありません。
- 後発医薬品が複数存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との差額で計算されます。

※詳しくは、下記厚生労働省ホームページをご確認ください。

**この機会に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的なご利用をお願いいたします。**

＜ご参考＞ 厚生労働省ホームページ

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

＜参考添付＞ 令和 6 年 10 月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み